

別表（第3条関係）

補助の対象となるもの	補助の対象とならないもの
1 消耗品費 訓練等に使用する物品、テキスト代、鉛筆、マジック、付箋紙、タックシール、用紙等	1 負担金 連絡協議会、消防団、老人クラブ、婦人防火クラブ、子ども会、連合町内会等への負担金等
2 通信費 電話、ファックス、切手等	2 飲食費
3 使用料 会場使用料等	3 自主防災組織資機材整備事業補助金の補助対象に該当するもの
4 訓練等の参加賞	4 その他自主防災組織の運営に必要と認められないもの
5 講師謝礼	
6 印刷製本費	
7 交通費	
8 賃借料 訓練に使用する資機材運搬用車両のレンタル料等	
9 光熱費	
10 原材料費	